

花と緑のまちづくり推進要綱（緑化助成編）

No.	Q	A
1	敷地面積が200㎡以下（緑化計画書不必要）でも助成申請は可能でしょうか？	敷地面積が1,000㎡未満の施設に係る緑化事業はすべて助成対象になります。ただし、既存建築物の緑化については1000㎡以上でも助成の対象になります。
2	緑化助成対象基準はどのようなもののでしょうか？	緑化基準（地上部緑化面積、屋上等緑化面積）のいずれかを上回れば、上回った部分について助成対象となります。 例）3つの基準のうち屋上等緑化のみ上回った。 →屋上等緑化の面積分が助成対象となる。
3	既存マンションで助成を受けたいのですが？	条件が満たされれば助成の対象となります。新たに緑化する部分のみ助成対象となります。
4	緑化助成の助成金はどのくらいでしょうか？	住宅系建物は要した経費の2/3、非住宅系建物は要した経費の1/2を助成金額とします。ただし、接道部 20,000円/㎡、地上部 10,000円/㎡、屋上部 30,000円/㎡、壁面部 5,000円/㎡が助成金の単価限度となります。 1件につき、上記合計助成金限度額は2,000,000円までとなります。
5	一度助成を受けた施設だが、再度助成を受けることは可能でしょうか？	同一敷地内の緑化事業に係る再申請は、前回の助成金交付の日から5年以上経過している場合に限りです。
6	助成対象外の『営利の集客を目的とする施設』とはどのような施設を指すのでしょうか？	商業施設、カフェやホテル及びそれらに類する施設を指します。
7	事業認定と交付申請が別の年度になっても問題ないのでしょうか？	同一年度内で申請していただく必要があります。
8	事業者が緑化計画時から変更になった場合、助成金の支払はどのようになるのでしょうか？	助成金支払対象者は変更後の事業者となります。
9	助成金の支払は事業者以外でも可能でしょうか？	事業者（申請者）のみです。
10	助成対象となる基準はありますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上部 （敷地面積-建築面積）×0.2</li> <li>・接道部 花と緑のまちづくり推進要綱第7条第2項のとおり</li> <li>・屋上部 利用可能な部分×0.2</li> </ul>
12	一度助成を受けた部分について、5年経過すれば改修や修繕を行うのに助成の対象になるのでしょうか？	同一部分については助成対象となりません。対象になるのは新たに緑化される部分や増設した緑化部分のみです。
13	マンションやテナントの賃借人でも緑化助成の申請が可能でしょうか？	オーナー（事業者）のみ申請が可能です。
14	緑化する部分の構造物の撤去費用も助成対象となるのでしょうか？	助成対象となります。緑化部分の㎡あたりの助成限度額範囲内で、要した経費の一部を負担します。但し、構造物の面積は緑化部分の面積に含まれますので面積を二重に計上することはできません。 例：緑化面積10㎡、緑化する部分に設置されている撤去予定の構造物の面積2㎡の場合、助成対象面積は10㎡となります。